

証券ジャパンの約款・規程集（インターネット取引をご利用のお客様用） 新旧対照表

令和元年 10月 24日
株式会社証券ジャパン

このたび、2019年度税制改正への対応等のほか、各約款に規定する解約条項について一部見直しを行うなど所要の整備を行うため、約款・規程集を一部改正いたします。お客様におかれましては、当該改正内容等をご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

（改正項目の新旧対照表）

1. 「第1章インターネット取引サービス取引取扱規程」、「第2章インターネット取引総合取引約款」、「第3章保護預り約款」、「第5章国債振替決済口座管理約款」、「第6章投資信託受益権振替決済口座管理約款」、「第7章株式等振替決済口座管理約款」及び「第15章非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」の一部を改正いたします。 2. 本改正については、令和元年11月18日より適用いたします。	
下線部分変更	
新	旧
第1章 インターネット取引サービス取引取扱規程	第1章 インターネット取引サービス取引取扱規程
第23条（インターネット取引サービスの終了） (1) (現行どおり) (現行どおり) ①～④ ⑤ お客様がインターネット取引サービスを利用して、 <u>マネー・ローンダリング</u> 等の違法行為または公序良俗に反する行為をしたとき ⑥ (現行どおり) (2) (現行どおり) (現行どおり) ①～⑥	第23条（インターネット取引サービスの終了） (1) (省略) (省略) ①～④ ⑤ お客様がインターネット取引サービスを利用して、 <u>マネー・ローンダリング</u> 等の違法行為または公序良俗に反する行為をしたとき ⑥ (省略) (2) (省略) (省略) ①～⑥
第2章 インターネット取引総合取引約款	第2章 インターネット取引総合取引約款
第17条（取引の解約事由） (1) 各契約は、以下の事由に該当したときに解約されるものといたします。 ① お客様が当社所定の方法により解約を <u>お申出になった</u> とき (削除) ② <u>保護預り証券等の残高がなくなった後、一定期間が経過したとき</u> ③～④ (現行どおり) ⑤ 「 <u>犯罪による収益の移転防止に関する法律</u> 」に基づく、取引時確認ができない場合 ⑥ <u>やむを得ない事由により、当社が解約を申出たとき</u> (2) (現行どおり)	第17条（取引の解約事由） (1) 各契約は、以下の事由に該当したときに解約されるものといたします。 ① お客様が当社所定の方法により解約を <u>通知した</u> とき ② <u>お客様が本約款の変更不同意なさいとき</u> ③ <u>料金の計算期間が満了したときに保護預り証券等の残高がない場合</u> ④～⑤ (省略) ⑥ 「 <u>犯罪収益移転防止法</u> 」に基づく、取引時確認ができない場合 (2) (新設) (省略)
第3章 保護預り約款	第3章 保護預り約款
第17条（解約） 次に掲げる場合は、契約は解除されます。 ① (現行どおり) ② <u>保護預り証券等の残高がなくなった後、一定期間が経過したとき</u> ③～⑥ (現行どおり)	第17条（解約） 次に掲げる場合は、契約は解除されます。 ① (省略) ② <u>前条による料金の計算期間が満了したときには保護預り証券の残高がない場合（融資等の契約に基づき担保が設置されている場合を除く。）</u> ③～⑥ (省略)
第5章 国債振替決済口座管理約款	第5章 国債振替決済口座管理約款
第16条（解約） 次に掲げる場合は、契約は解除されます。 ① (現行どおり) ② <u>保護預り証券等の残高がなくなった後、一定期間が経過したとき</u> ③～⑥ (現行どおり)	第16条（解約） 次に掲げる場合は、契約は解除されます。 ① (省略) ② <u>第14条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合</u> ③～⑥ (省略)

新	旧
第 6 章 投資信託受益権振替決済口座管理約款	第 6 章 投資信託受益権振替決済口座管理約款
第 17 条 (解約等) (1) (現行どおり) ①～③ (現行どおり) ④ <u>保護預り証券等の残高がなくなった後、一定期間が経過したとき</u> ⑤～⑧ (現行どおり) (2)～(3) (現行どおり)	第 17 条 (解約等) (1) (省略) ①～③ (省略) ④ <u>第 13 条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合</u> ⑤～⑧ (省略) (2)～(3) (省略)
第 7 章 株式等振替決済口座管理約款	第 7 章 株式等振替決済口座管理約款
第 38 条 (解約等) (1) (現行どおり) ①～③ (現行どおり) ④ <u>保護預り証券等の残高がなくなった後、一定期間が経過したとき</u> ⑤～⑧ (現行どおり) (2)～(4) (現行どおり)	第 38 条 (解約等) (1) (省略) ①～③ (省略) ④ <u>第 34 条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合</u> ⑤～⑧ (省略) (2)～(4) (省略)
第 15 章 非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款	第 15 章 非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款
第 13 条 (異動、出国、死亡時の取扱い) 次の各号に該当したときは、法令に <u>基</u> づき、該当する届出書を提出していただきます。 ① (現行どおり) ② 出国により国内に住所及び居所を有しないこととなった場合は、 <u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 27 項第 2 号</u> の規定により、出国届出書を提出していただきます。 ③ (現行どおり)	第 13 条 (異動、出国、死亡時の取扱い) 次の各号に該当したときは、法令に <u>も</u> とづき、該当する届出書を提出していただきます。 ① (省略) ② 出国により国内に住所及び居所を有しないこととなった場合は、 <u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 1 項</u> の規定により、出国届出書を提出していただきます。 ③ (省略)

以上